

2面 国側の主張一蹴
3面 「02年に知り得た」
26面 判決要旨
30面 「ふるさと喪失」考慮
31面 少しだけ希望見えた

設するなどの措置を講じて
いれば津波で浸水すること
はなく、原発事故を防げた
と判断した。

その上で、対応を怠つた
東電を「津波対策で経済的
合理性を安全性に優先させ
た」と評されてもやむを得
ず、「特に非難に値する」と
指摘した。

国に対しては「規制権限
を行使していれば原発事故
を防げた」として、東電と
同等の賠償責任を認定。予

?

東京電力福島第1原発事故 2011年3月11日の東日本
大震災による地震と津波で、福島第1原発の原子炉6基の
うち1～4号機で全交流電源を喪失し、原子炉などを冷却できなくな
った。1～3号機で炉心溶融が起き、1、3、4号機の原子炉建
屋が水素爆発した。大量の放射性物質が放出され、国は福島県の
原発周辺市町村に避難指示区域を設定。住民は強制的に避難させ
られた。対象外の地域から放射線被ばくを受けようとする自主避難し
た人も多い。福島県によると、県内外への避難者数は計約7万7
千人（3月13日現在）。

見可能性を否定してきた東
電と国の主張を退けた。

原告が求めた賠償は「個
別に検討することが適切
だ」と判断。避難区域から
避難した原告2人のうち19
人に5万～350万円、区
域外からの自主避難者58人
のうち4人に7万～73万円
の損害を認めた。死亡など
による7人を除く他の原告
72人の請求は棄却した。

原告側代理人は「東電と

国の責任が同等に認められ
たことは大きな意味があ
る。（一部が棄却されるな
ど）賠償内容は避難の苦痛

に対しては十分ではない」
と話した。

東電は「判決内容を精査
し、対応を検討する」、原
子力規制庁は「われわれの
主張とは違った判決になつ
た。21日の原子力規制委員
会臨時会で対応方針を議論
する」と説明した。

予見可能な人災と社会論

【解説】東京電力福島第一原発事故の避難者による集団訴訟で、初の司法判断となるたびに前橋地裁判決は、東電と国の「過失」責任を初めて認めた。事实上、原発事故が人災だったこと結論付け、原発再稼働を進めめる原子力行政の行方に警鐘を鳴らした。裁判は争点となつた津波の予見可能性について、政評価が発表された2002年時点での「予見できた」と認定するなど、原告側の主張をほぼ受け入れた。

その上で、東電が取るべき津波防護対策は「期間、費用の点からも容易であつた」と指摘。実施しなかつ

たことを「特に非難するに値する事実」と厳しく批判した。

さらに①安全ではなく経済的合理性を優先させた対応だった②電源車の高合配備やケーブルの敷設といつた暫定的な対策を行うなかつたなどの辛辣な表現で、前例のない事故を招いた備と怠慢を強く糾弾した。

国が規制権限の行使を怠ったことには「違法だ」と断言。「過失」を前提に東電と同等の賠償責任も明確にしたことは、原子力災害を一度と招かないためにも極めて大きな意義がある。

判決は、巨大地震と津波

について国と東電が繰り返してきた「想定外」との主張には見向きもしなかつた。原子力施設の重大事故は許されないと改めて示したことも受け取れ、東電のみならず全国の電力事業者と規制する国に対し、責任の重さを突き付けた。

原発事故は福島県に暮らしていた人々の古里と営みを奪つた。県内の避難指示の解除は進んできたものの、再生の見通しが立たない地域は少なくない。

「過失」がいかに重大な事態を招くのか。国、東電、原子力に携わる事業者は判断の意味をかみしめる必要がある。

（福島総局・阿部真紀）